

Title	投稿規定
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	1996
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.30 (1996. 6) ,p.489- 490
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-00000030-0489

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

投稿規程概略

一 投稿資格 原則として大学院法学研究科修士課程以上の在学生、研究生、修士の学位を有するもの及び後期博士課程単位取得退学者とする。ただし、大学卒業の者であっても、研究機関、マスコミ、言論機関、その他企業や団体の研究部門において研究に従事している者に対しては、門戸を開放する。

二 原稿内容 法学、政治学、社会学に関する学術論文。

三 原稿枚数 四〇〇字詰原稿用紙四〇〜八〇枚。二〇〇字詰原稿用紙でもよい。ワープロを使用する場合は、一行三〇字の一頁二〇行で、行間をゆったりとり、原則的には縦組みのプリントアウトにする。打ち出した原稿にそえてフロッピーを提出することが望ましい。

四 執筆要領 論文審査及び論文を印刷する関係で詳細な執筆要領（投稿規程に付属）があるので、それに従って執筆すること。

五 論文審査 提出された論文は編集委員会において審査の上、掲載を決定する。この間、編集委員会より原稿の手直しを求めることがある。

六 論文掲載費 論文掲載費として二万円を徴収する。掲載

費は審査合格の通知をうけたとき、納入するものとする。ただし、平成元年四月以降に慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程または後期博士課程に入学し、論文刊行費を納入している者については徴収しない。

七 刊行期日 年四回の刊行を予定（別表参照）。

八 論文提出方法 論文二部に投稿規程に記載された書類を付して、別表記載の期日までに、後掲受け窓口にて持参または郵送すること。なお、提出された論文は審査の可否にかかわらず一切返却しないので、持参・郵送を問わず、必ず控えをとっておくこと。

九 論文提出期日 左記の表の期日を締切日とし、期日が休日の場合はその翌日を締切日とする。郵送の場合は期日必着、遅延は一切認めない。

	提出期日	刊行期日
春季号	一月一五日	三月一五日
夏季号	二月一五日	六月一五日
秋季号	五月一五日	九月一五日
冬季号	八月一五日	十二月一五日

十 投稿規程の請求・投稿申込・論文提出受付窓口

直接の場合 慶應義塾大学三田教務部一・二番窓口

郵送の場合 千一〇八 東京都港区三田二一五―四五

慶應義塾大学教務部法学部係

なお、郵送で投稿規程を請求する場合は、封書で表面左下に

「論究投稿規程請求」と記入し、返信用封筒（長形三号を使用。

宛先記入の上、切手九〇円を貼付）を同封すること。

十一 問合せ先（封書に限る）

千一〇八 東京都港区三田二一五―四五

慶應義塾大学法学部研究室内

池田真朗

表面左下に「論究問合せ」と記入し、返信用封筒（宛先記入の上、切手八〇円を貼付）を同封すること。

〔編集後記〕

今号の応募状況は、当初の投稿希望が六二件、論文提出が一六件で、審査の結果、条件付き合格による再審査を含む最終合格が一三件となった。

このたび、当編集委員会では、実際の論文提出の一号分前の締切段階で投稿希望申請を求めるこれまでのやり方を改め、今後は投稿希望申請なしに直接投稿を受け付けることとした。これは、近時、投稿希望の申請書（応募用紙）のみを繰り返し提出して論文提出をしないケースが多くなり、申請書提出が単なる投稿権利確保の手段となっている傾向があることに鑑みた変更である。投稿規程は近く改訂する予定であるが、応募される皆さんには、今後は応募用紙の提出は必要がないとご理解いただきたい。

ただし、この変更は、安易な投稿を容認するものではない。これまで通り、大学院在籍中の各応募者においては、提出前にそれぞれの指導教授の十分な指導を受けていただきたい。実際の論文投稿の際の所定の提出用紙に指導教授の推薦の署名捺印を必要とするのは従前の通りである。

（池田真朗・記）